

# ご 案 内

当院は、厚生労働大臣が定める基準を受けた保険医療機関で、下記の基準を受けています。 (令和 8 年 6 月 1 日現在)

○ 一般病棟入院基本料「地域一般入院料 3」 病棟数：1 棟 病床数：56 床

\* 2号棟 3階病棟は、一般病棟入院基本料「地域一般入院料 3」の基準を受けています。

1日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。

○ 療養病棟入院基本料「療養病棟入院料 1」 病棟数：5 棟 病床数：232 床

\* 1号棟 2階（46 床）1号棟 3階（46 床）1号棟 4階（46 床）1号棟 5階（46 床）

2号棟 4階（48 床）病棟は、療養病棟入院基本料「療養病棟入院料 1」の基準を受けています。

1号棟 2階・3階・4階・5階病棟は、1日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。看護職員の最小必要数の 2 割以上は看護師となります。また、1日に 7 人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 23 人以内です。

\* 2号棟 4階は、1日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

看護職員の最小必要数の 2 割以上は看護師となります。また、1日に 8 人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 24 人以内です。

○ **認知症治療病棟入院料 1** 病棟数：1 棟 病床数：46 床

\* 2号棟2階病棟は、認知症治療病棟入院料 1 の基準を受けています。

1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

看護職員の最小必要数の2割以上は看護師となります。また、1日に7人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

○ **精神療養病棟入院料** 病棟数：1 棟 病床数：46 床

\* 2号棟5階病棟は、精神療養病棟入院料の基準を受けています。

1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者が勤務しています。

最小必要数の5割以上が看護職員（看護師及び准看護師）であり、かつ看護職員（看護師及び准看護師）の2割以上が看護師となります。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

## (1) 基本診療料の施設基準等

- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算 ◆ 一般病棟入院基本料 ◆ 療養病棟入院基本料 1
- ◆ 診療録管理体制加算 2 ◆ 看護配置加算 ◆ 看護補助加算 ◆ 療養病棟療養環境加算 1
- ◆ 精神科身体合併症管理加算 ◆ 精神科慢性身体合併症加算 ◆ 感染対策向上加算 3
- ◆ データ提出加算 ◆ 認知症ケア加算【加算 2】 ◆ 精神療養病棟入院料
- ◆ 認知症治療病棟入院料 1（認知症夜間対応加算）

## (2) 特掲診療料の施設基準等

- ◆ ニコチン依存症管理料 ◆ こころの連携指導料（Ⅱ） ◆ 薬剤管理指導料
- ◆ 検体検査管理加算（Ⅰ） ◆ がん治療連携指導料 ◆ 医療保護入院等診療料
- ◆ ホットトムの断層・コンピュータ断層複合撮影（アミド PET イメージング剤を用いた場合を除く。）
- ◆ ホットトムの断層・コンピュータ断層複合撮影（アミド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ◆ CT 撮影及び MRI 撮影 ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◆ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） ◆ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆ 認知症患者リハビリテーション料 ◆ 通院・在宅精神療法の注 13
- ◆ 通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算 ◆ 精神科作業療法
- ◆ 外来・在宅ヘルスアップ評価料（Ⅰ）の注 5 ◆ 入院ヘルスアップ評価料 34

## (3) 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）/入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食午後 6 時以降）適温で提供しています。

## (4) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者であって、医療費の自己負担のない方についても無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## (5) 保険外負担に関する事項

保険外負担については、医療外サービス一覧表をご確認ください。